

## スーパー定期「つなぐ」

平成 29 年 4 月 1 日

商 品 名 (愛 称)	自由金利型定期預金 (M型) スーパー定期「つなぐ」
1. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相続により取得した被相続人名義の預金を解約し、取得した資金を原資にお預け入れいただける相続人の方</li> <li>ただし、相続した預金の解約日から6ヶ月以内の預入に限ります。</li> <li>・ 当金庫以外の預金を相続により取得した場合も対象となります。</li> </ul>
2. 必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ お申し込み時に次の①および②の書類、又はそれらの写しをお持ちください。</li> <li>①相続人であることが確認できる書類 (戸籍謄本、遺産分割協議書、公正証書遺言、検認済の自筆遺言など)</li> <li>②相続により取得した預金の金額および解約日が確認できる書類 (被相続人名義の解約済通帳、計算書など)</li> <li>・ 当金庫で相続した預金を原資に、被相続人名義の預金を解約した営業店と同一の営業店でお預け入れいただく場合には、上記書類は必要ありません。</li> </ul>
3. 期 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6ヶ月、1年 (元金・元利金自動継続扱い)</li> </ul>
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一括預入</li> <li>・ 100万円以上、相続により取得した預金の合計金額まで</li> <li>・ 100万円以上1円単位</li> </ul>
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日以後に一括して払戻します</li> <li>・ なお、その定期預金が総合口座取引の担保となっている場合、その元利金は総合口座普通預金へ入金します</li> </ul>
6. 利 息 (1) 適用利率  (2) 利払方法 (3) 計算方法	<p>固定金利</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ この定期預金の初回適用利率(年利)は、預け入れ期間に応じ、次の利率を適用します。</li> <li style="padding-left: 20px;">預入期間 6ヶ月・・・預入日における店頭表示のスーパー定期 6ヶ月ものの利率に0.2%を上乗せした利率。</li> <li style="padding-left: 20px;">預入期間 1年・・・預入日における店頭表示のスーパー定期 1年ものの利率に0.1%を上乗せした利率。</li> <li>・ この定期預金の自動継続後は、継続日における同一預入期間の店頭表示のスーパー定期の利率を適用利率とします</li> <li>・ 満期日以降に一括して支払います (中間利払いは行いません)</li> <li>・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算です</li> </ul>
7. 税 金	<p>分離課税 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) となります (ただし、マル優を利用の場合は除きます)</p> <p>※復興特別所得税追加課税は平成 49 年 12 月 31 日までです</p>
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「総合口座」の担保とすることができます (貸越利率は担保定期預金の適用利率に0.5%上乗せした利率)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マル優の取扱いができます</li> </ul>
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前（自動継続したときはその満期日。以下同じです。）に解約する場合は、次の預入期間に応じた利率および預入日から解約日の前日までの日数により単利計算した利息とともに支払います</li> <li>① 6か月未満・・・「解約日における普通預金利率」</li> <li>② 6か月以上1年未満・・・「約定利率×50%」</li> </ul> <p>ただし、解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします</p>
10. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口へご照会いただくか、当金庫のホームページをご覧ください</li> </ul>
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部（9時～17時、電話：0120-15-2489）にお申し出ください</li> <li>・紛争解決措置 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。</li> </ul> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱期間 平成29年4月3日～平成30年3月30日</li> <li>・一部解約はご利用いただけません</li> <li>・ATMでのお預け入れはできません</li> <li>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息等が保護されます（当金庫に複数口座がある場合は、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます）</li> <li>・詳しくは店頭でお尋ね下さい。</li> </ul>

日新信用金庫